

同墓地を新設し、昭和十三年四月十日から昭和二十一年十二月三十一日までの期間に左記の舊墓地内から、移轉することになつてゐる。

右期限までに移轉しないときは町に於て土地の整理をするから御承知願ひたす。

記

- 一、三重縣志摩郡波切町宇石于谷三五四番地
- 一、同 三五五番地
- 一、同 三八五番地
- 一、同 宇谷奥四一一番地
- 一、同 宇西ノ岡八五五番地

# 鳥取縣公報

昭和二十一年十一月九日

土曜日

## 訓令

鳥取縣訓令甲第四十號

廳 中 一 般  
地方事務所長

昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第十六號鳥取縣地方事務所長專決處分規程の一部を次のやうに改正する。

昭和二十一年十一月九日

鳥取縣知事 林 敬 三

第一條總務課に關する事項中「一、町村條例ノ設定改廢ノ許可ニ關スルコト但シ町村制第十一條第四十五條第十條但書第六十七條第一項但書地方稅法第六十五條第二項ノ條例ヲ除ク(制一四七)」を「一、町村條例ノ設定改廢ノ許可ニ關スルコト但シ町村制第十一條第六十條但書第六十七條第一項但書ノ條例ヲ除ク(制一四七條)」に「一、國稅附

加稅賦課率本稅ノ百分ノ五百以下ノ許可ニ關スルコト(稅六二)を「一、國稅附加稅賦課率ノ許可ニ關スルコト(稅六一)」に改め同號の次に次の一號を加へる。

一、市町村民稅ノ制限額超過稅許可ニ關スルコト(稅六六ノ二)

鳥取縣公報 毎週曜日發行(休日ニ當ル) 火金曜日發行(時ノ空日)

昭和二十一年十一月九日 外

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可